

犯罪被害者支援の 総合対応電話を新設しました

「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」に、新たに総合対応電話を設置します。犯罪の被害に遭ってお困りの方やそのご家族のお話をお聞きし、支援内容により県、県警、民間支援団体へワンストップで繋ぎ、犯罪による被害の軽減と早期回復を図ります。

☎ 048-862-0001(わんすとおづ)

場所 ラムザタワー 3 階
(JR 武蔵浦和駅西口徒歩 3 分)

県防犯・交通安全課

・生活問題に対する情報提供・助言など

県警 犯罪被害者支援室

・専門職員によるカウンセリング
・警察の捜査や裁判の流れ等の説明など

(公社) 埼玉犯罪被害者援助センター

・法律相談、カウンセリング
・病院や裁判所などへの付添支援など

アイリスホットラインが いつでも相談可能に

埼玉県における性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」は 4 月から 24 時間 365 日相談受付を開始。性被害に遭い、どうしてもよいかわからないなど、不安や悩みを抱えた方はご相談ください。守秘義務のある専門の女性相談員が無料で対応します。

☎ 048-839-8341(やさしい)

埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針を 策定しました

3 つの基本方針

1 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保障

2 被害状況に応じた適切な支援

3 切れ目のない支援の推進

4 つの重点課題

1 支援等のための体制整備への取組

2 損害回復・経済的支援等への取組

3 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止等

4 県民の理解の増進と配慮・協力確保への取組

問 県防犯・交通安全課 ☎ 048-710-5036

ときがわ緑の少年団 指導員を募集します

緑の少年団とは.....

『緑の少年団は、次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体です。』

こうした基本理念を持ちながら、町内の小学生で構成される団員の子ども達と一緒に活動していただく指導員を募集します。

緑の少年団の年間活動(時期)

入団式、自然学習会(6月)

宿泊学習会(7月)

記念植樹体験、卒団式(3月) など

町内在住または在勤の方で緑の少年団活動に興味ある方、または、緑の少年団 OB、OG の学生の方は、役場産業観光課までご連絡ください。

応募要件 町内在住、在勤
※未成年者は保護者の同意が必要となります。

問 産業観光課 ☎ 65-1532

埼玉県 市町村職員採用合同説明会を 実施します

市町村ごとに設置するブースで、市町村の特色や仕事の内容、職員の募集内容、勤務条件など、気になる市町村の人事担当者等から直接聞くことができます。入場無料、予約不要、入退場自由となっております。なお、ときがわ町もブースを設置する予定です。

日時 7月4日(休) 13時～18時
(入場 17 時まで)

会場 さいたまスーパーアリーナ
(さいたま市中央区)

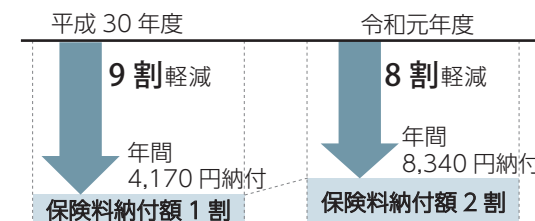
問 さいたま人づくり広域連合
☎ 048-664-6681



後期高齢者医療保険料の 均等割 9 割軽減の皆様へ

後期高齢者医療保険料の均等割について、これまで 9 割軽減となっていた方は、今年度 8 割軽減に変わります。所得の低い年金受給者の方へは、今年 10 月から年金生活者支援給付金(基準額月 5,000 円)の制度が始まります。

(例) 単身世帯で年金収入 80 万円の方



※老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合、支給要件(65 歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯全員の市町村民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が 879,300 円以下)を全て満たす必要があります。金額は保険料を納めた期間等により異なり、基本的に 10、11 月分を 12 月(年金の支払日と同日)に振込みます。

※医療保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は 10 月からです。

問 後期高齢者医療制度について
町民課 ☎ 65-0812

問 年金生活者支援給付金について
ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

人権擁護委員就任のお知らせ

長年お勤めいただいた松本和良さんの後任として、新たに岡野和義さんが人権擁護委員に委嘱されました。また、坂下美代子さんが再任されました。

問 総務課 ☎ 65-0401



岡野和義さん

坂下美代子さん

児童手当現況届を 提出してください

児童手当は毎年 6 月に年度が切り替わり、年度更新の手続きに「現況届」の提出が必要となります。この届は、児童手当を引き続き受給する資格があるかどうかを審査するためのものです。対象者には、6 月上旬に用紙を郵送します。

受付場所 本庁舎 1 階 福祉課窓口
※第二庁舎及び郵送での受付は行いません。

提出期限 6 月 28 日(金)まで(土日除く)
※期限内に提出できない方は役場福祉課にご連絡ください。
※期限内に提出されない場合、6 月分以降の手当が支給できなくなる場合がありますのでご注意ください。

必要書類

受給者(保護者)の健康保険証の写し

※健康保険証が紛失等で手元にない場合は、申請時に窓口で年金加入証明書の用紙をお渡ししますので、勤務先で証明を受け、後日提出してください。

※ときがわ町国民健康保険加入者は提出不要です。

その他の書類

※必要に応じてご案内します。

問 福祉課 ☎ 65-0813

軽自動車税納税証明書を 発送しました

軽自動車税を口座振替により納税されている方には、毎年 6 月中旬頃に軽自動車税の納税証明書を発送しています。納税証明書が到達する前にこの証明書が必要な方は、口座振替の内容が確認できる通帳をお持ちの上、税務課窓口へお越しください。これは金融機関からの納付データが届くまでに日数がかかるためです。納税者の方にはお手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問 税務課 ☎ 65-0811